



動物収容・譲渡対策施設整備費補助

平成28年度要求額
95百万円 (95百万円)

背景・目的

- ・近年、国民のペットに対する関心が高まっている一方で、都道府県等の収容施設に引き取られた犬猫の数は平成25年度に約17.6万頭となっており、そのうち約12.8万頭が殺処分されている。
- ・平成25年9月に施行された改正動物愛護管理法において、殺処分がなくなることを目指して、都道府県等が引き取った犬猫の返還や譲渡に努めるものとされたことを踏まえ、動物愛護管理基本指針では、平成35年度までに犬猫の引取り数10万頭を目指すこと、殺処分の更なる削減を目指すことを目標に掲げている。
- ・この目標を達成するためには、普及啓発活動とともに、収容後の譲渡機会の拡大が重要であり、そのためには、収容・譲渡施設の拡充・改善を図ることが不可欠である。

事業スキーム

国

補助

都道府県等

事業概要

- ・都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付。
交付先：都道府県、政令市及び中核市
補助率：1 / 2 以内

期待される効果

- ・施設の改善を図ることにより、適正飼養の啓発の場の確保による引取り数の減、及び引き取った犬猫の収容期間の延長、返還・譲渡機会の増大が図られ、殺処分数、殺処分率の減少を図ることが出来る。

◇保管施設の新築・改築・改修

(動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等が必要)



◇譲渡のための専用スペースの設置 (改修を含む)

(譲渡希望者等とのふれあいの場、適正譲渡講習会等の実施会場)

イメージ

